

答 申

第1 審査会の結論

異議申立人が行った公文書開示請求に対し、帯広市長が行った一部開示決定は、妥当である。

第2 異議申立ての内容

平成25年11月25日付けで提出された異議申立書、平成26年1月22日付けで提出された意見書及び平成26年3月10日に行われた口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、帯広市情報公開条例（平成12年条例第1号。以下「条例」という。）に基づき異議申立人が行った「①総括安全衛生委員会統括管理者前田正明が作製した平成23年6月8日事務連絡における「設備上の瑕疵によるものではありませんでした」とする判断した根拠（以下「請求①」という。）、②2. その他に記載されている「運行管理規程」（以下「請求②」という。）、③上記事務連絡より市が管理する全てのエレベーター（全体数）における注意喚起ステッカーを貼付された件数（以下「請求③」という。）」の公文書開示請求に対し、帯広市長（以下「実施機関」という。）が平成25年9月19日付けで行った公文書一部開示決定を取り消し、開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述で主張している理由は、次のように要約される。

- (1) 請求に関する公文書を作成しないのは、行政の怠慢である。公文書が存在しなくとも、今から作成し直ちに開示すべきである。
- (2) 請求①は、人身事故の原因が記された開示がなされていない。一部開示とした対象文書について、（速報）及び（詳報）に記されている、3）事故状況図その他必要な資料を添付すること。になっているが開示されていないのは不合理である。

請求②は、未作成のためとして、開示がなされないのは不合理である。

請求③は、調査を実施しないため、開示がなされないのは不適切である。

- (3) 人身事故の教訓が生かされず放置され、施設管理者として、設置されている昇降機の安全管理を怠っている。

第3 実施機関の説明要旨

平成25年12月19日付け理由説明書及び平成26年2月4日実施の事実の陳述によれば、実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 対象文書

実施機関は、本件文書を次のとおり特定した。

(1) 請求①

ア 平成23年4月22日付け昇降機事故報告書（速報）

イ 平成23年5月2日付け昇降機事故報告書（詳報）

(2) 請求②及び請求③

対象文書は存在しない。

2 開示しなかった部分及び開示しなかった理由

(1) 請求①

開示文書には、被害者の氏名、年齢及び性別並びに昇降機管理委託会社担当者の氏名及び印影が記載されている。これらの記載は、特定の個人を識別することができる情報であって、条例第7条第1号に該当し、また、当該情報を公にする法令等の規定や慣行はないことから同号ただし書にも該当せず、非開示とした。

また、既に開示した文書以外に、請求①に関する文書は作成、保有していない。

(2) 請求②

平成23年6月8日付け事務連絡文書発出後、昇降機の数が多い本庁舎を管理している総務部総務課に運行管理規程の作成を依頼し、これを雛形として、各施設管理者が各施設の特性に応じた運行管理規程を作成することを想定していた。

総務部総務課において、財団法人日本建築設備・昇降機センターから出されている「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」などを参考に検討を行ってきたが、平成24年4月2日付けで、国土交通省から、新た

な指針案である「昇降機の適切な維持管理に関する指針（案）」が示され、この動向を注視する必要があることから、現時点では作成に至っていない状況にある。

したがって、請求②に関する公文書は作成、保有せず、対象文書は存在しない。

(3) 請求③

平成23年6月8日付け事務連絡文書において、取組例として記載した項目は、昇降機の安全運行をするための参考として紹介したものであり、その取組結果について把握することを意図したものではない。

したがって、当該取組結果の調査は行っていないことから、請求③に関する公文書は作成、保有せず、対象文書は存在しない。

第4 審査会の判断

1 本件対象公文書

実施機関は、本件請求に対応する公文書として、請求①については、平成23年4月22日付け昇降機事故報告書（速報）及び平成23年5月2日付け昇降機事故報告書（詳報）を特定し、請求②及び請求③については、対象文書は存在しないとした。

2 非開示情報該当性

(1) 非開示部分

原決定において開示した文書のうち非開示とされた部分は、被害者の氏名、年齢及び性別並びに昇降機管理委託会社担当者の氏名及び印影である。

(2) 非開示情報該当性

被害者の氏名、年齢及び性別並びに昇降機管理委託会社担当者の氏名及び印影は、いずれも個人を識別できる情報であることから条例第7条第1号に該当する。そして、いずれの情報も広く社会に知られているとはいえず、また、公にすることが必要であるともいえず、これらの情報を公にする法令等の規定や慣行はないことから同号ただし書にも該当しない。

3 公文書不存在の妥当性

(1) 開示請求することができる公文書

異議申立人は、公文書が存在しなくとも、公文書を直ちに作成し開示すべ

きと主張する。そこで、開示請求者は、開示請求時点で実施機関が作成、保有していない公文書について作成、開示を求めることができるかについて、以下検討を行う。

条例第2条第2号では、「公文書」を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書・・・であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義し、条例第5条において、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる」と規定している。

これらの規定によれば、条例は、開示請求時点で実施機関が保有しているものを「公文書」と定めた上で、開示請求者は、開示請求時点で実施機関が保有する公文書を開示請求することができるのであって、開示請求時点で実施機関が作成、保有していない公文書について、作成、開示を求めることはできない。

(2) 開示文書以外の対象文書の存在

ア 請求①については、実施機関の理由説明書及び事実の陳述によれば、「設備上の瑕疵がなかった」と判断した根拠は、昇降機管理委託会社の調査報告書において昇降機のすき間の幅などが関係法令に合致していたことが確認できたことにあり、このため、対象文書として、昇降機事故報告書を特定し、開示したとの説明であった。

一方、異議申立人は、対象文書の注書きに、3) 事故状況図その他必要な資料の添付とあることから、その資料を開示すべきと主張する。

確かに、当該注書き部分の表現を見れば、必要な資料を添付することを予定している表現であり、一般的に、実施機関においては、公文書は開示請求されることを前提に作成されることから、異議申立人が考えることについては、理解できるものである。

しかしながら、事故報告書の速報には、昇降機の保守点検委託業者からの調査結果が添付され、また、詳報には、事故の状況及び応急措置が記載されていることから、報告書としての体裁は整っており、本来作成されるべき公文書がまったく作成されていないとまではいえない。

本件については、開示文書以外には、作成、保有していないとのことであり、この説明については、特に不合理な点は認められないことから、開示文

書以外の対象文書が存在するとは認められない。

イ 請求②については、実施機関の理由説明書及び事実の陳述によれば、国土交通省で作成中の新たな指針の動向を注視している段階にあり、国土交通省で正式に新たな指針が作成され、その中で運行管理規程の作成及び遵守の規定が盛り込まれれば、それに従い、運行管理規程を作成する予定との説明であるが、それが適切であるかどうかは別にして、現時点では運行管理規程は作成されていないとのことであり、この説明に特に不合理な点は認められない。

ウ 請求③については、実施機関の理由説明書及び事実の陳述によれば、事務連絡を発出した際は、各施設管理者の取組例として示したものに過ぎず、注意喚起ステッカー貼付件数を把握することは想定していなかったことから、対象公文書は作成、保有していないとの説明であった。

また、周知をすることで、各施設管理者で対応できると考え調査の必要性は感じていなかったとの説明もあった。

これらの実施機関の説明には、特に不合理な点は認められない。

エ 以上から、開示文書以外の対象文書は存在しないものと認められる。

4 異議申立人のその余の主張

異議申立人は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述で、実施機関の昇降機安全管理違反等について主張しているが、これらは当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成 25 年 12 月 3 日	・ 諮問実施機関より諮問書を受理
平成 25 年 12 月 4 日	・ 実施機関に対し、理由説明書の提出について通知
平成 25 年 12 月 19 日	・ 実施機関より理由説明書を受理
平成 26 年 1 月 6 日	・ 実施機関に対し、事実の陳述について通知
平成 26 年 1 月 8 日	・ 異議申立人に対し、口頭意見陳述の申立て及び意見書等の提出について照会
平成 26 年 1 月 8 日	・ 実施機関から、事実の陳述に係る報告を受理
平成 26 年 1 月 20 日	・ 異議申立人から、意見書及び口頭意見陳述申立書を受理
平成 26 年 2 月 4 日	・ 実施機関の事実の陳述 ・ 審議（第1回）
平成 26 年 2 月 6 日	・ 異議申立人に対し、口頭意見陳述を承認する旨を伝達
平成 26 年 3 月 10 日	・ 異議申立人による口頭意見陳述 ・ 審議（第2回）
平成 26 年 3 月 27 日	・ 答申

第6 帯広市情報審査会委員（五十音順）

氏 名	備 考
加藤 幸子	
千々和 博志	会長職務代理者
長坂 純	会 長
藤本 長章	
三井 麻美	